

労働安全・労働衛生コンサルタントについて

1 資格創設の経緯

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、事業場内部に安全衛生についての専門的なスタッフ部門を設けることが困難な中小企業等に対し、企業外の民間有識者の安全、衛生についての知識を活用することにより、事業場内の安全衛生上の問題点を把握し、それに対する対策を促進するために設けられた制度である。

2 開業している労働安全・労働衛生コンサルタントの行う業務

- (1) 労働安全衛生に関する顧問として日常的に相談に応じる業務
- (2) 作業現場の危険性等について指摘し、改善方法等について指導する業務
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の構築・評価・監査、リスクアセスメントの実施の業務
- (4) 労働安全衛生に係る改善計画・管理規程・作業手順書の策定、労働災害調査報告書・再発防止対策の作成等を行う業務
- (5) 安全衛生教育（マニュアルの作成、教育訓練、講演等）に係る業務
- (6) 労働安全衛生法第88条第1項ただし書きの計画届の提出免除を受けるための監査の業務

3 労働安全・労働衛生コンサルタントを取り巻く情勢

生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されていること等により、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難になっている。

このような現状において、事業場の安全衛生水準の向上を図っていくため、労働安全衛生関係法令に規定される最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、事業者が自主的に個々の事業場の危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが、平成18年4月1日から努力義務として規定されている。

この調査の実施には、労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)やリスクアセスメントの実施について知識経験を有する専門家が必要であり、労働安全・労働衛生コンサルタントによるこの分野での活躍が期待されている。

なお、労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出に当たっては、この調査を適切に実施した事業者については届出の免除を認めており、事業場のこうした取組へのインセンティブを与え、労働安全・労働衛生コンサルタントの活用を後押ししている。

4 その他

労働安全・労働衛生コンサルタント有資格者については、安全管理者、衛生管理者等の有資格者の一つとして法令に明記される他、技術士試験の一部免除など他の国家資格の受験免除が受けられる。